

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

資料4-1

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性		必要性	ポストごとの審議会意見
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)		
13	大阪府 道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】</p> <p>当該法人は、平成29年度当初を目標に道路公社路線も含めた料金体系の一元化を目指すなど、ハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）の推進に取り組んでいる。公社が道路事業者として府と一体的立場に立って協議に参画し、同構想を実現するためには、府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○道路整備特別措置法に基づく幹線道路の維持管理と道路サービスの提供、及び、防災対策の強化</p> <p>○中期経営計画に基づく計画的な建設費の償還</p> <p>○近畿圏の高速道路料金体系一元化の実現に向けた公社道路の移管</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○道路管理者として責任ある道路の維持管理の統括</p> <p>○中期経営計画を踏まえ、業務効率化によるコスト削減や有料道路の利用促進に取り組む、計画的な建設費の償還を推進</p> <p>○公社道路移管に向けた、大阪府・国・高速道路会社等との協議の推進と、移管の進捗状況を踏まえた公社のあり方の検討</p>		[A]	[A]	[A]	[A]			
					A-	[B]	A-	[B]	認-	[認められる]	認	
					B-	[C]	B-	[C]	条-	[条件付きで認められる]	条	
					C-	[D]	C-	[D]	不可-	[認められない]	不可	
					D-	[D]	D-	[D]				

A 認められる
B 一定認められる
C それほど認められない
D 認められない

認 人的関与の必要性が認められる
条 必要性が条件付きで認められる
不可 人的関与の必要性が認められない

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

資料4-2

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性			
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)	必要性	ポストごとの審議会意見
8・9	(公財)西成労働福祉センター (S37.9.21)	代表理事 (非常勤)	<p>【条件付きで認められたポスト】</p> <p>当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。現在、大阪市では、西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり府関係者2名を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○あいりん地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定、行政とは異なる弾力的・専門的な労働対策業務、警察・労働局・府・市などの関係機関との連携</p> <p>○日雇労働市場の縮小や労働者の高齢化などの環境の変化を踏まえ、中期運営方針に掲げた目標の達成</p> <p>○「西成特区構想」に基づく取組みを踏まえた法人運営（あいりん総合センターの現地運営替えに向けた調整）</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○行政機関や関係団体との連携、及び、法人の総合的な意思決定</p> <p>○中期運営方針の実現に向けた法人マネジメント</p> <p>○西成労働福祉センター（あいりん総合センター）の本移転施設のあり方検討</p>	A-	【A】	A-	【A】	認一	【認められる】	認	
		業務執行理事 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】</p> <p>当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。現在、大阪市では、西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり府関係者2名を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○あいりん地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定、行政とは異なる弾力的・専門的な労働対策業務、警察・労働局・府・市などの関係機関との連携</p> <p>○日雇労働市場の縮小や労働者の高齢化などの環境の変化を踏まえ、中期運営方針に掲げた目標の達成</p> <p>○「西成特区構想」に基づく取組みを踏まえた法人運営（あいりん総合センターの現地運営替えに向けた調整）</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○事務局長兼務、各種事業の見直し・改善、法人を代表しての対応、「大阪ホームレス就業支援センター運営協議会」会長としての職務、「労働施設検討会議」委員としての職務</p> <p>○中期運営方針に基づく毎年度の経営目標の設定及び達成に向けた実務</p> <p>○あいりん労働福祉センターの仮移転施設における円滑な事業の実施</p>	A-	【A】	A-	【A】	認一	【認められる】	認	

A 認められる
B 一定認められる
C それほど認められない
D 認められない

認 人的関与の必要性が認められる
条 必要性が条件付きで認められる
不可 人的関与の必要性が認められない